

# 第1章 計画策定の目的と意義

## 1 目的

元禄2年（1689年）、松尾芭蕉は、関東・東北から北陸にかけて歌枕にまつわる名所旧跡を巡り、紀行文『おくのほそ道』を著した。芭蕉と曾良が記した場所の多くは、後世の人々によって守り継がれ、今日に至るまで往時を偲ぶことができる景観が保たれてきた。また『おくのほそ道』は、現代では日本文学における優良な紀行文として高い評価を得るとともに、海外に紹介されるなど、国内外から注目されている。

名勝おくのほそ道の風景地は、『おくのほそ道』に登場し、今も良好な景観を残す歌枕の地や名所旧跡で構成されている。これらの指定地は、変わらずに残されてきたものと移ろいゆくものとを同時にとらえようとした芭蕉の「不易流行」の精神を表す場所であり、一体として観賞上の価値が高いとの評価から指定されたものである。多賀城市内でも、平成26年10月6日に「壺碑（つぼの石ぶみ）」、「興井」、「末の松山」の3箇所が指定された。

本計画は、松尾芭蕉が『おくのほそ道』に感動を記し、古くから保護顕彰されてきた由緒ある歌枕の景観を適切に保存し、良好な状態で未来へと継承するとともに、その文学的・歴史的・文化的魅力を地域資源として広く活用することができるよう運営するための方針を示すことを目的とする。

## 2 関連計画

本計画は、多賀城市内の3箇所の指定地の現状と課題に即しながら、指定地の保存と活用を目的とした運営の基本方針等を示すものであり、文化庁が示した「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）」（附章2参照）も考慮して策定したものである。また、本市のまちづくりの上位計画である『第五次多賀城市総合計画』や、『多賀城市教育基本方針』に即するとともに、『多賀城市歴史的風致維持向上計画』、『多賀城市景観計画』、『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』や、宮城県教育委員会が策定した『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』の内容と整合を図りながら、計画を策定したものである。

各関連計画の概要は以下の通りである。

### （1）第五次多賀城市総合計画

平成23年度よりスタートした第五次多賀城市総合計画では、「未来を育むまち 史都多賀城 ～支えあい・学びあい・育ちあい～ ～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～」を将来都市像として掲げ、少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中であっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、地域で互いに支えあい、学びあい、力を合わせて成長し、市民が主役となって未来に向かってまちづくりを進めてい

くまちとなることを目指し、7つの政策とそれに連なる32の施策を設定している。

このうち、政策目標「安全で快適に暮らせるまち」では、歴史的風致の維持及び向上を課題と施策に掲げ、歴史的風致の維持向上に繋がる都市の整備を実施することによって、快適なまちなみが形成されるとしている。

また、政策目標「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」では、本市の大きな財産である文化財が適切に継承され、市民が本市の歴史と文化に誇りをもてるよう努めることとしている。さらに、政策目標「集い・つながり活気あふれるまち」では、市内外への情報発信や市民主体のイベントの活性化により観光を振興することで、活気あふれるまちを目指すこととしている。

## (2) 多賀城市教育基本方針

多賀城市教育委員会では、教育基本法に基づき、「ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心もち、自主・自立と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。あわせて、市民が「未来を育むまち史都多賀城」の歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちの実現のために活動できる環境整備に努める」ことを基本方針としている。重点目標のうち「学校教育の充実」では、「多賀城を知り多賀城を語る児童生徒」の育成に努めるとして、副読本の活用や文化財課・生涯学習課との協働による学校支援を施策としている。

また、「文化財の保存と活用」では、名勝おくのほそ道の風景地の景観保全として保存活用計画の策定と指定地の保存・活用の推進を位置付けている。

## (3) 多賀城市歴史的風致維持向上計画

平成20年11月4日、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」（平成20年法律第40号。以下「法律」という。）が施行された。法律の中では、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し（法律第1条）、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、維持及び向上を図ることとしている。

本法律の施行を契機に、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携し、文化財の保存と活用、都市政策や景観政策による各種の措置を講じることによって、まちづくりへの効果が期待されることから、本市では、本法律に基づき都市計画課と文化財課が中心となって、平成23年11月に多賀城市歴史的風致維持向上計画を策定した。

この計画で維持向上すべきと定めた歴史的風致のうち、「古代多賀城に見る歴史的風致」では、多賀城跡や歌枕の保護顕彰活動を取り上げている。維持向上の方針として、教育機関や産業部門と連携し、各種の歴史講座及び生涯学習講座を官民協働で開催することや、保護顕彰の対象となってきた歴史的な文化遺産を繋ぐ「歴史の道」ネットワークを構築するなど歴史的風致の維持向上に資する事業を推進することとしている。

上記の方針を実現する施策として、「壺碑（つぼの石ぶみ）」の指定地も対象となる「多賀城南門復元事業」、「南北大路整備事業」、「政庁－南門間道路整備事業」、「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業」、興井と末の松山周辺の整備を行う「歌枕環境整備事業」及び

本指定地を含む市内の歴史的風致の案内板等を設置する「案内板・情報施設整備事業」などが計画されている。

#### (4) 多賀城市景観計画

本市は、平成23年4月に景観法に基づいた景観行政団体に移行し、平成27年4月に多賀城市景観計画を策定した。

この計画では、「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡を継承し、ふるさとを育む史都多賀城」を本市の景観形成の基本理念として、歴史的・自然的・都市的景観づくりを目指すとしている。そのうち、歴史的景観に関しては、様々な歴史資源と調和した品格ある景観を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくことを目標として、歌枕の歴史的風致と周辺のまちなみが一体となった景観の維持、形成を基本方針としている。

壺碑（つぼの石ぶみ）が所在する市川地域と、興井・末の松山が所在する八幡地域は、景観重点地域に設定されている。このうち八幡地域は、「江戸時代のまち割りと、本市を代表する歌枕の地を維持・向上させる景観まちづくり」をデザインコンセプトとして、歌枕の保全と、歴史的風致と調和した周辺地域の景観形成を目指すこととしている。

具体的な方策として、興井と末の松山における水質改善や水路の整備、周辺道路の美化の整備に併せて沿道の住宅外構部の修景に関する補助制度の創設を挙げている。

#### (5) 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画

昭和50年度に最初の保存管理計画を策定して以来2度の改訂を経て、平成23年7月に第3次保存管理計画を策定し、現在運用しているところである。この計画では、多賀城に直接関連する「遺跡構成要素」の保存を大前提としつつ、多賀城廃絶後の主に近世以降に形成された「生活文化構成要素」についても景観面での維持向上等を推進することで共存を図るとしている。

「壺碑（つぼの石ぶみ）」は、政庁－南門間にかけての特に重要な遺構が存在し、積極的な活用を推進する「S重点遺構保存活用地区」に位置している。現状変更等の許可に関する取扱い基準や、南門を中心とした古代遺構の復元的整備を実施することが明記されている。

#### (6) 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画

特別史跡多賀城跡附寺跡を東北地方の古代史上の貴重な歴史遺産として、また県民の憩いの場として整備活用するための基本方針と全体構想を示すことを目的として、宮城県教育委員会が特別史跡の管理団体である多賀城市とともに検討を加え、平成28年3月に整備基本計画が策定された。

この計画では、「壺碑」を古代の歴史的事象が江戸時代を経て今日まで目に見える形で継承されていることを象徴している生活文化構成要素と位置付けている。指定地が位置する南門地区の整備方針として、古代遺構の復元や地形の修景などのほか、名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）」の景観保全・修景として、樹木・巨石・石垣等の現状維持や修景と、多賀城碑周辺において古代遺構を復元する際には盛土を最小限に抑えて一帯の景観保全を図るとしている。

### 3 意義

#### (1) 計画策定の意義

市内における松尾芭蕉の足跡や『おくのほそ道』については、前節で示した各種計画にあるように、これまでも市内に所在する歌枕ゆかりの地を取り上げる中で説明され、文化財保護やまちづくりなどに関する保存活用や景観保全の方針に反映されてきた。これらに加え、本計画において『おくのほそ道』を主題として指定地に焦点を当て、本質的価値を構成する諸要素を特定することにより、名勝おくのほそ道の風景地の保存に関する方策を具体化することが可能になる。また、『おくのほそ道』のストーリーに基づく指定地の新たな価値を創出することで、教育・観光・まちづくりなどの広範な活用に更なる貢献を図ることが期待できる。

また、名勝おくのほそ道の風景地は、11県18市町24箇所（平成28年3月現在）に及ぶ広域なものである。よって、個別指定地の保存活用計画を策定する際に、文化庁により示された「名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）」を踏まえることで、ひとつながりの景観として全体を包括する保存活用の視点を考慮することが可能になる。さらに、個別指定地の保存活用計画を策定し、計画書として公開することで、指定地を有する自治体相互の情報共有も図ることが可能になる。

#### (2) 計画の評価・見直し

本計画は、保存に関しては継続的な経過観察をもとにした措置、活用に関しては調査研究成果に基づいた各種方策の充実を主体としており、これらを長期的な視点で推進するための長期計画として策定している。本計画の推進にあたっては、実現可能な実施計画を策定し、進捗状況の評価・点検しつつ、必要に応じて改善を図ることも考慮する。また、まちづくりの取り組みの進捗状況、社会的環境の変化、上位及び関連計画の見直し、研究の進展などにより、計画内容を変更する必要がある場合には、適宜見直しを行うこととする。